

一般社団法人横浜市歯科医師会 倫理審査委員会規程

第1条（目的）

一般社団法人横浜市歯科医師会（以下「本会」という。）は、本会又は本会会員が実施する臨床研究を適正に推進するために、「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下「倫理指針」という。）に基づいて、本会に有識者から成る一般社団法人横浜市歯科医師会倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事務遂行のために一般社団法人横浜市歯科医師会倫理審査委員会規程（以下「本規程」という。）を定める。

第2条（定義）

本規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「倫理指針」の定めるところによる。

第3条（責務）

委員会は、本会会長から審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を本会会長に答申する。

- （1）本会が実施する研究
- （2）本会会員が所属する施設で研究を行おうとする場合であって、当該施設で倫理審査委員会を開催できない場合に、当該施設の長から審査を依頼された研究
- （3）その他

第4条（組織）

委員会は、本会会長が任命する委員をもって組織する。委員長は、委員の互選によって選任され、委員会を代表し、主宰する。委員の任期は毎年7月1日から翌々年6月30日までの2年間とし、再任することができる。

第5条（事務）

委員会の事務局を本会に置く。

第6条（開催頻度）

委員会は、必要に応じて随時開催する。

第7条（雑則）

第3条、第4条、第5条及び第7条に関して、各条に定めるもののほか、各条の施行に必要な事項は、本会倫理審査委員会業務手順書に定める。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、本会の理事会の議による。

附則

この規程は、2019年5月30日から施行する。